

令和8年度 社会福祉法人落穂会 事業計画

1. 経営理念・基本方針・行動指針

(1) 経営理念

「共生と共創」～だれもが「生まれてきてよかった」と思える共生社会を創造する～

(2) 基本方針

① エンパワメント

知的・発達障害のある人の基本的人権を尊重し、本人が持てる力を十分に発揮し、より豊かな人生を送ることができるよう支援する。

② 主体性尊重

利用者の主体性を尊重し、より良い意思決定ができるよう支援する。

③ フロンティア精神

社会福祉法人は地域社会のなかの重要な社会資源であることを自覚し、常に開拓的精神をもって地域福祉の向上と地域社会の発展に寄与する。

④ 安定経営

本人・家族・職員の幸福な人生に寄与するために安定した法人経営に努める。

(3) 行動指針

経営理念を実現するために、以下の行動指針に基づいて福祉サービスの提供を行う。

- ① 利用者の健やかな成長・発達と豊かな生活を願い、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行います。
- ② 利用者が持てる力を最大限に発揮できるよう、自立や就労につながる支援を行います。
- ③ 利用者が健康で快適な生活を送ることができるよう、常に清潔で安全な生活環境を保つように努めます。
- ④ 利用者自身の希望が実現できるよう、利用者の気持ちに寄り添いながらより良い意思決定を支援します。
- ⑤ 利用者は地域社会の一員であるという認識のもと、社会性・協調性を身につけられるよう支援し、社会参加の機会をできるだけ多く確保するよう努めます。
- ⑥ 施設は地域の中の一社会資源であるということを自覚し、地域との交流をよりいっそう深め、開かれた施設を目指し、地域福祉の向上に寄与します。
- ⑦ 職員は自らの役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、専門的支援技術と人間力の向上に努めます。

2. 社会福祉法人落穂会の事業所一覧

- (1) 障害児入所施設あさひが丘学園（入所28名・短期入所8名）
- (2) 障害者支援施設あさひが丘
（施設入所支援30名・生活介護92名・短期入所6名・日中一時支援）
- (3) 地域生活支援センターあさひが丘
 - ① 児童発達支援センター歩路
（児童発達支援16名・放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援・乳幼児等通園支援）
 - ② ワークショップあすもね
（就労継続支援B型30名（主たる事業所20名・従たる事業所10名））
（生活介護10名・日中一時支援）
 - ③ あさひが丘相談支援センター（指定一般・特定・障害児相談支援事業）
- (4) あさひが丘乗馬倶楽部「シュバル」
（放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援）
- (5) グループホームあさひが丘
 - ① 介護サービス包括型共同生活援助（8ホーム52名）
 - ② 自立サポート援助
- (6) グループホームフォレスト
 - ① 日中サービス支援型共同生活援助（2ホーム17名）
 - ② 短期入所（3名）
- (7) こどもサポートセンターゆうひが丘
（児童発達支援16名・放課後等デイサービス20名・保育所等訪問支援）
- (8) ラソン（放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）
- (9) よしのが丘（放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）
- (10) こどもサポートセンターあさひが丘
（児童発達支援12名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）
- (11) ガーデンキッズトリア
（児童発達支援10名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）
- (12) ガーデンキッズセルク（児童発達支援10名・保育所等訪問支援）
- (13) こどもサポートセンタースクラブ
（児童発達支援10名・放課後等デイサービス10名・保育所等訪問支援）

3. 社会福祉法人落穂会 経営戦略

経営理念

共生と共創

～だれもが「生まれてきてよかった」と思える共生社会を創造する～

経営ビジョン

笑顔輝く、明日へ

実現するために何に取り組むか？

経営戦略

I. 「選ばれる」事業所づくり

利用者自身が「あさひが丘に通いたい」「あさひが丘で生活したい」と思えること、また、保護者が「我が子を通わせたい」と思っただけの事業所を目指します。

II. 魅力ある職場づくり

私たちの仕事の価値や質は全て人（職員）に左右されます。職員自身が「働きやすさ」や「働きがい」を感じられるような魅力ある職場を目指します。

III. 新規事業の創造

誰もが自分らしく人生を送れるよう、私たちは単なる福祉サービスの運営にとどまらず、社会課題や地域課題の解決を目指します。

社会福祉法人落穂会 第二次中期経営計画全体マップ

経営理念

共生と共創 ～誰もが生まれてきてよかったと思える共生社会を創造する～

経営ビジョン

笑顔輝く、明日へ

経営戦略Ⅰ

「選ばれる」事業所づくり

定量
目標

年間利用率：95%

重要
課題

支援の質の向上

PRJ① 児童入所

こどもの豊かな育ち
プロジェクト

- 取り組みテーマ
- ①学びと実践のサイクルづくり
 - ②「やりがい」をもって「安心」して働けるチームづくり

リーダー

木場

PRJ② 児童通所

「ていねいな療育」実現
プロジェクト

- ①療育のてびき 作成・活用
- ②中核機能の実践
- ③若手職員の育成

水流理詩

PRJ③ 成人入所・生活介護

意思決定支援推進
プロジェクト

- ①チームアプローチによる意思決定支援

井上杏

PRJ④ 就労B型

就労支援「改革」
プロジェクト

- ①利用者の就労における“価値”を見出す

田端

経営戦略Ⅱ

魅力ある職場づくり

PRJ⑤ リーダー：直田

魅力ある職場づくり
プロジェクト

落穂会

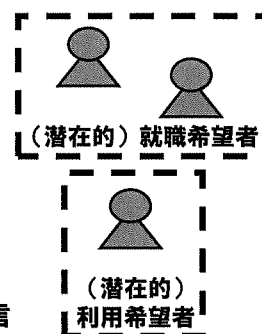
テーマ①

・魅力的な職場づくり
～働きやすさと働きがいの両立～

テーマ②
求職者への
職場の魅力発信



テーマ③
利用希望者への
サービスの魅力発信



経営戦略Ⅲ

新規事業の創造

PRJ⑥ リーダー：田端

地域創生PRJ

テーマ
地域住民ニーズ把握・具体策立案
& 実践・地域交流機会の創出

PRJ⑦ リーダー：藤元

シュバルフォレストPRJ

テーマ
①生活空間の整備（食堂・入所施設・活動場所）
②シュバルフォレスト建設

PRJ⑧ リーダー：水流理詩

不登校支援PRJ

テーマ
不登校支援のニーズの把握 &
事業所の開設

事業
フェーズ

ニーズ収集

事業構想・企画

事業運営

4. 中期経営計画に基づいた令和8年度の単年度目標

令和8年度は、社会福祉法人落穂会第二次中期経営計画の3年目と位置づけられる。

第二次中期経営計画では、3つの経営戦略を実現するために7つのプロジェクトが組織された。令和8年度に新たなプロジェクトが1つ追加となる。各プロジェクトは「ゴール」「取り組みテーマ」「戦術」「年度毎の目指す成果」及び「3年間のアクションプラン」を策定しているため、令和8年度の単年度目標として、各プロジェクトの「取り組みテーマ」「戦術」「年度毎の目指す成果」を掲載する。※取り組み事項の詳細は、中期経営計画を参照。

経営戦略Ⅰ. 「選ばれる」事業所づくり

定量目標：年間利用率95% 重要課題：支援の質の向上

【PRJ①：こどもの豊かな育ちプロジェクト（児童入所）】

取り組みテーマⅠ：学びと実践のサイクルづくり

【戦術①】児童入所支援の手引き完成と活用

<目指す成果>

- ・児童入所支援手引きの完成
- ・児童入所支援の手引きが活用され、執筆者を中心に児童部職員がこどもの豊かな育ちに必要な支援について理解促進され実践に繋がっている。

【戦術②】愛着形成支援

<目指す成果>

- ・実践事例から愛着形成に繋がった要素を抽出し、汎化できるようになる。

取り組みテーマⅡ：「やりがい」をもって「安心」して働けるチームづくり

【戦術①】職員の趣味や特技を活かした、こどもの習い事、体験教室の実施

<目指す成果>

- ・習い事や体験教室での経験がこどもの趣味や趣向に繋がっている。
- ・習い事や体験教室での経験がこどもと職員のより良い関係構築に繋がり、そのことを職員が「やりがい」に感じている。
- ・習い事や体験教室の体系化。

【戦術②】支援体制の再構築（こどもの豊かな育ちに繋がる）

<目指す成果>

- ・職員が安心して働けるチーム風土が醸成（こどもの豊かな育ちに繋がる支援体制や業務効率化を提案から実践まで行える）されている。

【PRJ②：ていねいな「療育」実現プロジェクト（児童通所）】

取り組みテーマⅠ：療育のてびき 作成・活用

【戦術①】療育のてびきの活用と療育の質の向上

<目指す成果>

（児発部門）「てびき活用マニュアル」や「療育のてびき活用実践」を通して、各職員が必要な場面で手引きを開く習慣ができています。

（放デイ部門）放デイの療育の手引きが完成し、職員が学びのツールとして活用している。

取り組みテーマⅡ：中核機能の実践

【戦術①】落穂会としての中核機能の言語化と実践

<目指す成果>

- ・関係機関との更なる連携強化に向けた機会を創出し、相互理解と信頼に基づいた「関係性が深まっている」状態を実現する。

取り組みテーマⅢ：若手職員の育成

【戦術①】児童通所部門における研修体系の確立

<目指す成果>

- ・研修体系の確立に向けた、計画の妥当性や内容の見直しを行う。

【PRJ③：意思決定支援推進プロジェクト（成人入所・生活介護）】

取り組みテーマⅠ：チームアプローチによる意思決定支援

【戦術】日々の生活の中での意思決定支援の定着

<目指す成果>

- ・日々の生活の中で意思決定支援が根付いており、利用者の豊かな生活を実現している。
- ・意思決定支援への取り組みを通じて各職員の専門性が向上し、支援力に厚みが出来ている。

【PRJ④：就労支援「改革」プロジェクト】

取り組みテーマⅠ：利用者の就労における“価値”を見出す

【戦術①】利用者の心情理解と障害特性に応じた就労支援の実践

<目指す成果>

- ・利用者個々の心情や障害特性に応じた支援の実践から心の安定が図られている。
- ・利用者個々のニーズに沿った就労支援を実施し、就労におけるスキルや意欲の向上が図られている。

【戦術②】地域交流の機会創出

<目指す成果>

- ・利用者が地域で働くことの楽しさややりがいなど、地域で働く価値を感じている。

経営戦略Ⅱ．魅力ある職場づくり

【PRJ⑤：魅力ある職場づくりプロジェクト】

取り組みテーマⅠ：魅力的な職場づくり

【戦術①】職場の魅力度アップを目指し、具体的な取り組みを検討・実践する

＜目指す成果＞

【具体施策提案フェーズ】

・職員アンケート、職員ディスカッションの結果をもとに、企画・提案を行い、実施する

取り組みテーマⅡⅢ：求職者への職場の魅力発信・利用希望者へのサービス魅力発信

【戦術①】SNS（Instagram、TikTok）を活用して「職場の魅力」を発信する

【戦術②】SNS（Instagram、TikTok）を活用して「（潜在的）福祉サービス利用者へのヒント」を発信する

＜目指す成果＞

総フォロワー：3,500フォロワー（1年で500フォロワー増を目標）

月・木・金はInstagramへの投稿を行う

採用ホームページ、採用LINE、SNSから求人希望者25名獲得する

取り組みテーマⅣ：多様な人材（外国人材・障害者雇用）が活躍できる環境

【戦術①】安心して相談できる環境づくり（月1回、面談を行う）

【戦術②】お互いの国について紹介し理解を深める（職員会議等で発表）

【戦術③】マニュアルに必要な情報を加えて整理し、より分かりやすく改善する

取り組みテーマⅤ：AI推進プロジェクト

・令和8年度中に取り組むべきことを精査し、中長期的には、AIに関してどのような浸透具合が望ましいかを検討する。

【戦術①】課長・主任向けにAIの勉強会を実施。

＜目指す成果＞

・各部署の管理職が、AIについて基本的な知識が身についている。

経営戦略Ⅲ. 新規事業の創造

【PRJ⑥：地域創生プロジェクト】

取り組みテーマⅠ：地域住民ニーズ把握・具体策立案&実践・地域交流機会の創出

【戦術①】持続的な地域住民のニーズ把握とあさひが丘利用者との交流の機会の拡大

<目指す成果>

- ・地域と落穂会が双方を知っていく中で、地域の課題やニーズの把握、解決に向けて協働する機会を創出している。
- ・地域住民と落穂会を利用するこどもや利用者との地域交流の機会や頻度が増え、関係性が深まっている。

【PRJ⑦：シュバル・フォレストプロジェクト】

取り組みテーマⅠ：生活空間の整備（入所施設・活動場所）

【戦術①】成人棟の改築（入所スペース、活動スペース、新規グラウンド整備）

<目指す成果>

- ・プライバシーに配慮した個室化や、バリアフリー化によるストレスフリーな居住空間の実現。
- ・入所棟の改築（令和8年6月～令和9年3月）

【PRJ⑧：不登校等支援プロジェクト】

取り組みテーマⅠ：不登校支援のニーズの把握

【戦術①】実態調査とエリアマーケティングの実施

<目指す成果>

- ・最適地への開所場所の選定：通学困難な児童生徒の居住分布、交通利便性、既存施設との連携を考慮した物件選定。
- ・支援ニーズの具体化：児童・保護者が抱える課題（学習支援、居場所、療育等）を抽出し、サービス内容に反映させる。

取り組みテーマⅡ：事業所開設

【戦術②】放課後等デイサービス事業所の開所

<目指す成果>

- ・令和8年8月の開所を目指して、指定申請、設備基準の充足、人材確保を計画通りに進め、遅滞なく事業を開始する。
- ・専門性の確保：児童発達支援管理責任者の配置および、不登校支援に特化したプログラムの策定。

5. 通常の事業内容

【障害児入所施設あさひが丘学園・障害者支援施設あさひが丘】

(1) 個別支援計画について

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及びケース担当者は、利用者のニーズとストレングスを押さえたアセスメント、モニタリングを行い、個人に応じた福祉サービスが適切に提供できるように個別支援計画を作成する。作成した個別支援計画は、利用者本人、ご家族等に説明を行い、同意を得た後に交付する。また相談支援専門員へも交付し、情報を共有して支援を行う。

(2) 日常生活支援

<児童部>

① 生活グループ形態

小規模ユニットケアA・B・C・Dの4ユニット、各ユニット7名、計28名。

家庭を離れて施設生活を送るこどもが自信をもって自立していけるように、家庭の機能（様々な経験ややすらぎ）をこどもに提供し、その基盤となる愛着形成・信頼関係の構築、自己肯定感を形成できるように支援する。

- ② こどもが健康で快適な生活を送ることができるよう、安全で清潔な環境づくりに努める。また、こどもの生活スタイルを尊重するよう配慮する。
- ③ こどもが常に清潔な服装を身につけ、また、髪、爪、髭等の整容への支援を適切に行うことにより、こどもの身だしなみが整うよう支援する。
- ④ 虫歯や歯肉炎の治療、歯石除去、毎食後の歯磨き等を確実に行うことにより、口腔内の状態を清潔に保つ。また、歯科医師、歯科衛生士によるブラッシング指導を受けることで、職員のブラッシング支援の向上とこどもの歯磨きの習得と自立につなげられるようにする。
- ⑤ 社会的自立の基礎となる基本的生活習慣の確立を目指し、日々の生活でこどもの発達段階に応じた日常生活動作を行う。また、生活の中で生活必需品の購入や外食の機会を設け、豊かな将来に繋がる経験を積む場を増やせるよう支援する。
- ⑥ 自治会の活動がより活発なものになり、こども主体で運営され責任感や協調性、達成感を感じる場となるように活動支援を行う。
- ⑦ こどもの趣味・嗜好に応じた居室作りを行い、居室での生活が快適に過ごせるように支援する。
- ⑧ こどもと職員が協力し、日々の生活の中でユニット内（生活空間）の美化、居室の整理整頓に努める。また、必要に応じて消臭・消毒機を使用し、居室・洗面所・トイレ等の消臭や感染症に対する消毒を行い、生活空間を衛生的に保つ。
- ⑨ こどもの健康状態に合わせた食事提供や、楽しい雰囲気でおいしい食事がとれるような環境づくりを行う。また、こどもの希望に応じた外食・調理実習を定期的に行う。

<成人部>

① 生活グループ形態

1寮、3寮の2グループ計30名に分かれ、日常生活支援を行う。

日々の関わりを大切にしながら、利用者の意思や心情を理解して一人ひとりの思いを尊重し、上質で豊かな暮らしが営めるようていねいに支援する。

- ② 利用者が常に清潔な服装を身につけ、また、髪、爪、髭等の整容への支援を適切に行うことにより、利用者の身だしなみが整うよう支援する。
- ③ 虫歯や歯肉炎の治療、歯石除去、毎食後の歯磨き等を確実にを行い、口腔内の状態を清

- 潔に保つ。また、歯科医師、歯科衛生士によるブラッシング指導を受けることで、職員のブラッシング支援の向上につなげられるようにする。
- ④ 利用者自治会の活動がより活発なものになるよう、また、利用者の希望、要望をできるだけ取り入れられるよう支援を行う。
 - ⑤ 利用者が健康で、快適な生活を送れるよう、清潔な環境づくりに努める。各居室は、利用者がくつろげる空間となるように利用者個々の趣味・嗜好に応じた居室作りを行う。
 - ⑥ 清掃業務員と連携し、棟内の美化、居室の整理整頓に努める。また、消臭・消毒機を適宜使用し、居室・洗面所・トイレ等の消臭や感染症に対する消毒を行い、生活スペースを衛生的に保つ。
 - ⑦ 食事については嗜好調査を実施し、利用者のニーズを把握する。また ST 他、関係職種と連携を図りながら摂食実態表、栄養ケアマネジメントを活用し、利用者一人ひとりに適した食事形態での提供や、自助食器を活用する。また、おいしく食事が摂れる環境づくりを行う。
 - ⑧ 利用者の地域移行等の意向確認について、サービス管理責任者を地域移行等意向確認担当者とし、概ね6ヶ月に1回意向確認を行う。確認した内容については、地域移行意向確認シートに記録し、個別支援計画に反映する。
 - ⑨ 地域連携推進会議を年1回開催し、地域の関係者を含む構成員との意見交換を行うとともに、事業所を見学する機会を設ける。これらの取り組みにより、「利用者と地域との関係づくり」「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」「施設等やサービスの透明性・質の確保」「利用者の権利擁護」を図る。

(3) 日中活動支援（生活介護事業）

- ① 成人部入所・通所者は、生活介護・生産活動系（日中1科）、生活介護・創作系（日中2科）、生活介護・療育系（日中3科）、生活介護・リハビリ系（日中4科、5科）の5グループに分かれ、それぞれ目的に応じた日中活動プログラムを実施する。
- ② 年2日の日中活動参観を実施し、活動を見学、体験する機会や、保護者との交流の機会を設ける。また、年1回個別相談を実施し、本人、家族の要望等を確認し支援内容の充実を図る。
- ③ 利用者一人ひとりの活動の幅を広げる。新たな創作・芸術活動への取り組み（アートDAY）や各活動科間で交流体験の機会を設け、新しい活動の体験や個々の能力を引き出せるように支援する。
- ④ 余暇活動の充実を図る。引き続き、生活介護利用者全員に対して、ワンデイ外出とランチ外出を実施する。また、季節のイベントなども定期的の実施し、楽しみを持ちながら活動展開が出来る環境を整える。
- ⑤ 月1回ずつ専門職（言語聴覚士、作業療法士、理学療法士）の訪問指導を受け、個別のリハビリにも力を入れ、身体機能の維持・向上を図る。
- ⑥ 外部講師による音楽療法（週2回）、アニマルセラピー（週1回）、ドラムサークル（年12回）を実施する。
- ⑦ 乗馬療法の充実を図る。本人・保護者のニーズを把握し、シュバルと連携して確実に実施（個別レッスン、セカンドレッスン）を目指す。
- ⑧ 地域や一般の方との交流を図れる機会として、秋まつりやイベント等での出張ワークショップを開催する。また、ナイスハートカフェ（鹿児島市役所敷地内で開催される販売会）に毎週火曜日に出店する。
- ⑨ 与薬、交通安全については、決められた手順を守り事故がないように確実に実施する。

- ⑩ 送迎車両を7ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い等がないよう留意する。

(4) 余暇活動支援

<児童部>

- ① こどもの生活に潤いや楽しみを持たせるため、感染症予防対策を行った上で日常的な買い物外出（日用品・調理）定期的な季節行事・外食の機会を設ける。
- ② 自治会等を通じてこどものニーズを把握し、余暇の計画・提供を行う。また、こどものより良い人生に向け自主的に余暇（空いた時間）時間を過ごせるよう趣味・嗜好を広げるための様々な経験の場を提供できるように支援する。
- ③ 外出の際、可能な範囲で公共交通機関を利用する機会を設ける。余暇の中にも退所後の生活を見据え、こどもが必要な経験を積めるよう支援する。
- ④ 職員の趣味や特技を活かした、こどもの習い事、体験教室を継続して実施する。
- ⑤ 宿泊旅行の実施。日常生活の場を離れた非日常的な環境での体験を通じ、こどもと職員が楽しい時間を共有し、相互の信頼関係を深める機会を設ける。

<成人部>

- ① 利用者の生活に潤いや楽しみが持てるように一人ひとりのニーズに応じた余暇を計画的に実施する。また、日中活動及び寮ごとに個人又は小グループの余暇外出を実施する。
- ② 地域とのつながりを活かして新たな経験の機会を増やし、嗜好の幅が広がるよう支援する。
- ③ 利用者自治会等を通じて情報提供や意見交換を行い、利用者の意向を生活に反映できるように努める。

(5) 健康・衛生に関する支援

- ① 利用者の検温（必要時、血圧・脈拍・血中酸素濃度）や体調観察を1日2回（朝・夕）に行い、体調の把握に努める。また、新任や中途入職の支援員がバイタルサイン測定手技を学べる機会を5月～11月まで月2回設け、利用者のバイタルサインを正しく実施でき早めに相談できるように指導・育成に努める。
- ② 嘱託医診療（内科・精神）を月1回実施し、利用者の健康管理に努める。
- ③ 内科健診（年2回）を実施する。また、18歳以上（高等部在籍者を除く）の利用者は、ヘルスサポートセンターの健康診断（医師の診察・胸部レントゲン・心電図・採血・身長・体重・腹囲・視力・聴力等）を実施し、生活習慣病等や病気の早期発見を行う。指摘があった際は、専門医等に相談し早期治療などの健康維持に努める。
- ④ 口腔保健センター・やまびこ医療福祉センター（歯科）に定期通院を行い、歯科健診、歯科治療を受け、歯や歯茎などの口腔内の衛生管理に努める。
- ⑤ やまびこ医療福祉センター（歯科）の協力を得て、年3回職員・利用者を対象にブラッシング指導を実施する。職員のブラッシング支援の向上と利用者の口腔内環境に改善に努める。
- ⑥ 抗てんかん薬服用者は、てんかん専門医と連携を図り、脳波検査（年1回）・血液検査を実施する。また、専門医のアドバイスをもとにてんかん発作時の観察や医師の指示のもと発作後薬を用いるなど適切な支援を行う。
- ⑦ 精神安定剤服用者は、精神科医と十分に連携を図り、情緒・行動の安定を図る。
- ⑧ 入浴は毎日行い、清潔を保つ。また、皮膚科専門医と連携を図り、皮膚疾患のある利用者の場合は、指示軟膏の塗布を適切に実施して皮膚疾患の改善に努める。

- ⑨ 身長・体重の定期測定より、利用者の適正体重を把握し異常な体重増減を予防する。
- ⑩ 利用者の健康保持・増進のため、主に生活介護のプログラムを活用し、体操、ウォーキング、リハビリテーション等を適宜行う。
- ⑪ 月1回程度、理美容を実施する。地域の理美容店に行けない利用者については、訪問理容・動く散髪屋（月1回）を活用して散髪を行う。
- ⑫ 健康管理マニュアル・与薬管理マニュアルより、正しく与薬し誤与薬を防止する。
- ⑬ 健康管理記録票の活用により、利用者の健康に関するデータの整理や管理を行う。
- ⑭ 各種感染症に対し、「感染症指針」「感染症BCP（事業継続計画）」「感染症対策マニュアル」を活用し感染予防に万全を期すとともに、万が一の発症時においても、健康管理と必要な支援業務を止めることなく継続できる体制を整える。「感染症BCP（事業継続計画）」については、研修と実践訓練（2回/年）を実施し知識の習得と実戦的な感染対応訓練を行っていく。
- ⑮ 排泄については、自然排便への取り組み（乳製品飲料・十分な水分量の確保などの食事面と腹部マッサージ・運動量の確保）を行う。便秘・イレウス傾向のある利用者については、医療機関と連携を図り、予防・改善に努める。

（6）地域生活支援

- ① 短期入所事業の実施（児童：定員8名、成人：定員6名）
- ② 日中一時支援事業の実施

（7）自立生活支援

- ① 児童部に在籍する入所者については、20歳までには次の生活の場に送り出せるよう、退所後の生活を見据えた一人ひとりに応じたライフスタイルを提案し地域生活や障害者支援施設等への移行を図る。移行に際しては本人、家族との個別面談や施設見学等を実施する。スムーズに移行できるよう支援するために、支給決定機関である出身市町村や相談支援事業所等、関係機関との連携を図る。
- ② 児童部に在籍する入所者のうち15歳以上に達した児童は、本人や保護者の意向を確認したうえで必要に応じて移行支援会議を開催し、移行支援計画を作成し、関係機関（県・市町村・児童相談所・学校・相談支援事業所）と連携を図りながら移行支援を行う。

【地域生活支援センターあさひが丘】

（1）児童発達支援センター歩路

<児童発達支援 歩路>

- ① 児童発達支援センターとして、以下の取り組みを実施する。
 - 1) 幅広い高度な専門性に基づく、発達支援・家族支援機能
セラピストとのミーティング、保護者会（年2回）、就学前個別相談、年中児以下個別相談、きょうだい児支援会（年2回）ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者懇親会を実施し、専門性に基づく発達支援・家族支援を実施する。
 - 2) 地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
関係機関研修会（年2回）、こどもの発達研修会、公開療育、地域の事業所からの相談に応じ、関係機関との連携強化や地域の療育の質の向上に繋げる。
 - 3) 地域のインクルージョンの中核機能
保育所等訪問支援を実施し、こども達が地域の中で安心して生活できるようサポートする。
 - 4) 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

- 発達支援に関する入口としての相談機能として、こどもステーションフェリーチェの開催や関係機関や一般家庭からのこどもの発達や子育て等の相談に応じる。また、保健センターで開催される総合発達相談会へ参加し、保健センターと連携を図る。
- ② 活動を通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身につけられるように療育を行う。
 - ③ 幼稚園、保育所への就園を見据えて、また併行通園児については幼稚園、保育所生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作等の自立を目指し、発達段階に応じた支援、保護者へのアドバイスを行う。
 - ④ 新版K式発達検査2020、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいたていねいな療育を行う。保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
 - ⑤ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
 - ⑥ 情報共有アプリ（デイロボ）を活用し、家庭や療育時の様子について保護者と情報を共有する。また、歩路だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
 - ⑦ 迎えと送りの送迎ともに、3ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
 - ⑧ 発達支援に加え、支援者が一対一でこどもに関わる時間「あったかタイム」を日課のプログラムとし、アタッチメント支援を行う。「より深いレベルでこどもの心に寄り添う」とはどのようなことを学び、考える機会に繋げ、支援の質を高める。

<放課後等デイサービス 我路>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して4クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいたていねいな支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（デイロボ）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、我路だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、こどもたちの学校生活をサポー

トする。

- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 迎いの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。送りについては3ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑪ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いを大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<乳幼児等通園施設（こども誰でも通園制度）>

全てのこどもの育ちを支援するため、親の就労状況にかかわらず、利用を希望される家族のこども（満1歳～満3歳未満）の受け入れを行う。家庭と異なる環境での遊びや体験、こども同士での交流の場を提供する。あわせて、家族の子育てに関する相談にも応じ、育児の不安や負担の軽減につながるようなサポートを行い、地域の発達支援に関する入口としての相談機能を発揮する。

<放課後等デイサービス シュバル>

- ① ご家族及び本人の希望を確認したうえで、ふれあい活動・馬のお世話・個別レッスン等、それぞれのニーズに応じたホースセラピーを提供する。職員は、スクラブの乗馬インストラクターと連携を図り、乗馬における技術や知識、馬飼育・管理方法等を習得し、ホースセラピーの質の向上を目指す。また、ホースセラピーを通して、動物に優しく接する気持ちの醸成や情緒の安定・体幹の強化を図る等、シュバルの独自性を活かしたプログラムを構成し、サービスの質を高める。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 保護者会（年2回）、個別相談会（年1回）、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方についてアドバイス等を行う。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ④ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑤ 必要に応じて、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑥ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、シュバルだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑦ 関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、こどもたちの学校生活をサポートする。
- ⑧ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑨ 迎いの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ

等がないよう留意する。

- ⑩ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いを大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<保育所等訪問支援 歩路・我路・シュバル>

利用者が併行して通う保育所、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

(2) ワークショップあすもね（就労継続支援B型・生活介護）

<就労継続支援B型>

- ① 就労を目指す利用者を対象に、請負作業をはじめ、施設外就労の機会を提供し、働く喜びから、「仕事」に対しての意欲を高められるよう支援の充実を図る。また、一般就労を目指す利用者に対しての就労支援を確実に進められるよう、職員間で支援目的を明確にし、知識の習得を図る。
- ② 内職・請負業務（菓子作業）や屋外業務（みかん園・畑管理）、施設外就労（有料老人ホーム清掃・公園清掃・飲料運搬・墓地清掃）、従たる事業所：cafe&sweetsあすもね家（カフェ業務）等を実施し、毎月工賃を支給する。
- ③ cafe&sweets あすもね家の運営するキッチンカーで、地域イベントへの参加を通して販売の機会を設け、利用者の社会参加や工賃アップにつなげる。
- ④ あすもね独自の生産活動の確立を目指す。利用者の意欲向上を図ると共に、毎月平均30,500円以上の工賃支給を目指す。
- ⑤ 墓地清掃やみかん販売の販路拡大を行い、地域交流の機会を得るとともに、地域住民から草刈等の要望等があれば、積極的に取り組む。
- ⑥ 年1回の日中活動参観を実施し、作業を見学する機会や、保護者との交流の機会を持つ。また年1回の個別相談を実施し、本人、家族の要望等を確認し支援内容の充実を図る。（生活介護も同様とする）
- ⑦ 送迎車両を5ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、職員間で連携を図り、乗せ間違い等がないように留意する。

<生活介護>

- ① ADLや情緒面、健康面、行動面等の支援を必要としている利用者を対象に、各利用者の状態に合わせたきめ細かな支援を行い、利用者が「安心」「安全」に日中を過ごせるよう支援する。
- ② 日中の活動においては、みかん園での作業を中心に、請負作業や生産活動に取り組む機会を設け、働く喜びを感じられるよう支援する。
- ③ 毎月、取組状況に応じた工賃を支給する。
- ④ 月に1回以上、余暇活動の時間を設け、楽しみや日中活動への意欲へつなげる。

(3) あさひが丘相談支援センター

児童通所支援や障害福祉サービス等を利用する方にサービス開始前から関わり、利用したいサービスの説明やサービス等利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施する。また希望する生活を支えるため、鹿児島市自立支援協議会や鹿児島県相談支援専門員協会が主催する全体研修会に参加し、関係機関とのネットワークづくりに努める。加えて鹿児島圏域の運営委員として圏域研修会を開催し、相談支援専門員としての専門性の向上を図る。

<児童相談支援>

児童が通所支援（児童発達支援や放課後等デイサービス等）を利用する際に、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行い、ライフステージに応じたつながる支援を実施する。

<特定相談支援>

障害児・者が、障害福祉サービスを利用する際に、サービス等利用計画の作成、一定期間ごとにモニタリングを実施し、障害福祉サービスを継続して利用できるよう支援する。

<一般相談支援>

施設や病院に長期入所していた方が地域での生活に移行するため、住居の確保や新生活の準備等の「地域移行支援」や「地域定着支援」を行う。また、居宅で一人暮らしをしている方については、夜間も含む緊急時における連絡、相談等の支援を必要に応じて行う。

<医療的ケア児等相談支援>

医療的ケア児等コーディネーターを配置する相談支援センターとして医療的ケア児等支援センターや基幹相談支援センター、圏域のコーディネーターと連携を図り、医療的ケアの必要なこども等や家族をサポートする。

<生活困窮者支援等>

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が実施する「かごしまおもいやりネットワーク事業」に参画する。

鹿児島市社会福祉協議会が取り組む「鹿児島市社会福祉法人連絡会」の事業に参画する。

<鹿児島市基幹相談支援センターへの相談支援専門員の派遣>

令和7、8年度に関しては、相談支援専門員を派遣し、より連携を図る。

【グループホームあさひが丘】

(1) グループホームあさひが丘（介護サービス包括型共同生活援助事業）

花梨（女性4名）・くるみ（女性7名）・ももか（女性6名）

つばさ丸（男性5名）・四郎丸（男性8名）とんぼ丸（男性8名）

朝陽丸（男性 7 名）・夕陽丸（男性 7 名）計 52 名。

- ① 地域のなかで利用者が安心して暮らしを営みながら、自分らしく生活できるよう支援する。家庭的な環境のもと、一人ひとりの障害特性や心身の状態に寄り添い、きめ細かな支援を行う。健康管理のサポートや食事の提供、日常的な相談、その他必要な生活上の支援を総合的に行い、安定した日々の生活を支える。
- ② 利用者一人ひとりの「どのような暮らしを送りたいか」という意向を最優先に尊重し、自己決定に基づいた自分らしい生活を支援する。将来的な地域移行（一人暮らし等）を目指す支援から、当ホームでの安定的かつ長期間の居住を希望する利用者への支援まで、個々のニーズに合致した多様な支援を展開することで、生活の質の維持・向上を図る。
- ③ 就労先や福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、利用者のニーズに応じた支援を行う。特に、利用者が通っている就労先等の企業、事業所と連携を図るために年に2回程度（5月・11月）相談連携の機会を設ける。
- ④ 地域住民にグループホーム利用者について理解を深めてもらうため、地域との交流を促進する。今後も継続して各ホームが所属する地区の常会や行事に積極的に参加し、利用者・職員と地域住民が名前呼び合えるような関係が浸透するように努め、あわせて地域のニーズを把握できるようにする。
- ⑤ 家族会総会で年間行事計画等の説明を行う。また個別相談を年1回実施し、本人や家族の要望等を確認し、支援の充実を図る。
- ⑥ 感染症 BCP に基づき、定期的な研修・訓練を実施する事で新型コロナウイルス・インフルエンザ・感染性腸炎などに対する予防策の徹底、健康観察、隔離対応、医療連携を行い、利用者の支援を継続する体制を整備する。
- ⑦ 通院先の医療機関から受けた皮膚ケアや口腔ケアの指示や助言を職員に分かりやすく伝え、利用者の皮膚状態や口腔内環境の改善を行う。
- ⑧ 地域連携会議を年 1 回開催し、グループホームと地域が連携することにより、「利用者と地域との関係づくり」「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」「施設等やサービスの透明性・質の確保」「利用者の権利擁護」を図る。
- ⑨ グループホーム毎に年 1 回、家族並びに GH 職員懇親会を開催し、家族間の交流や家族と担当職員との意見交換の機会を設ける。家族、職員それぞれの思いを共有し、利用者のより良い生活実現のために連携を図る。

（2）自立サポートあさひが丘

地域において単身等で生活する利用者に対し、定期的な訪問や要請に応じた随時訪問、相談対応等を実施する。これにより、自立した日常生活を営む上での諸問題を的確に把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等、自立生活の継続に必要な支援を総合的に行う。

【グループホームフォレスト】

（1）グループホームフォレスト（日中サービス支援型共同生活援助事業）

リリ（女性：8 名・短期入所：2 名）・ララ（女性：9 名・短期入所：1 名）計 20 名。

- ① 地域のなかで利用者が安心して暮らしを営みながら、自分らしく生活できるよう支援する。家庭的な環境のもと、一人ひとりの障害特性や心身の状態に寄り添い、きめ細かな支援を行う。健康管理のサポートや食事の提供、日常的な相談、その他必要な生

活上の支援を総合的に行い、安定した日々の生活を支える。

- ② 利用者一人ひとりの「どのような暮らしを送りたいか」という意向を最優先に尊重し、自己決定に基づいた自分らしい生活を支援する。将来的な地域移行（一人暮らし等）を目指す支援から、当ホームでの安定的かつ長期間の居住を希望する利用者への支援まで、個々のニーズに合致した多様な支援を展開することで、生活の質の維持・向上を図る。
- ③ 就労先や福祉サービス事業所などの関係機関と連携を図り、利用者のニーズに応じた支援を行う。
- ④ 地域住民にグループホーム利用者について理解を深めてもらうため、地域との交流を促進する。所属する地区の常会や行事に積極的に参加し、利用者・職員と地域住民が名前呼び合えるような関係が浸透するように努め、あわせて地域のニーズを把握できるようにする。
- ⑤ 家族会総会で年間行事計画等の説明を行う。また個別相談を年1回実施し、本人や家族の要望等を確認し、支援の充実を図る。
- ⑥ 感染症 BCP に基づき、定期的な研修・訓練を実施する事で新型コロナウイルス・インフルエンザ・感染性腸炎などに対する予防の徹底、健康観察、隔離対応、医療との連携を図り、利用者の支援を継続する体制を整備する。
- ⑦ 通院先の医療機関から受けた皮膚ケアや口腔ケアの指示や助言を職員に分かりやすく伝え、利用者の皮膚状態や口腔内環境の改善を行う。
- ⑧ 地域連携会議を年 1 回開催し、グループホームと地域が連携することにより、「利用者と地域との関係づくり」「地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進」「施設等やサービスの透明性・質の確保」「利用者の権利擁護」を図る。

【こどもサポートセンターゆうひが丘】

＜児童発達支援センター 希路＞

- ① 児童発達支援センターとして、以下の取り組みを実施する。
 - 1) 幅広い高度な専門性に基づく、発達支援・家族支援機能
セラピストとのミーティング、保護者会（年2回）、就学前個別相談、年中児以下個別相談、きょうだい児支援会（年2回）ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者懇親会を実施し、専門性に基づく発達支援・家族支援を実施する。
 - 2) 地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
関係機関研修会（2回）、こどもの発達研修会、公開療育、地域の事業所からの相談に応じ、関係機関との連携強化や地域の療育の質の向上に繋げる。
 - 3) 地域のインクルージョンの中核機能
保育所等訪問支援を実施し、こども達が地域の中で安心して生活できるようサポートする。
 - 4) 地域の発達支援に関する入口としての相談機能
発達支援に関する入口としての相談機能として、こどもステーションフェリーチェの開催や関係機関や一般家庭からのこどもの発達や子育て等の相談に応じる。また、保健センターで開催される総合発達相談会へ参加し、保健センターと連携を図る。
- ② 活動や遊びを通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ③ 幼稚園、保育所への就園を見据えて、また併行通園児については幼稚園、保育所生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作等の自立を目指し、発達段階に応じた療育や保護者へのアドバイスをを行う。

- ④ 新版 K 式発達検査 2020、国リハ式〈S-S 法〉言語発達遅滞検査、PVT-R 絵画語彙発達検査、構音検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な療育を行う。
- ⑤ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑥ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年 1 回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公表する。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や療育時の様子について保護者と情報を共有する。また、希路だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 迎えと送りの送迎ともに、3 ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑨ 発達支援に加え、支援者が一対一でこどもに関わる時間「あったかタイム」を日課のプログラムとし、アタッチメント支援を行う。「より深いレベルでこどもの心に寄り添う」とはどのようなことを学び、考える機会に繋げ、支援の質を高める。

<放課後等デイサービス ニポポ>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して4クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年 1 回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、ニポポだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域との関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、こどもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 迎えの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。送りについては2ルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。

- ⑪ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いを大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<居宅訪問型児童発達支援>

- ① 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識、技能の獲得、将来の集団生活へ向けた必要な支援を行う。
- ② さまざまな遊びを通して、感覚を刺激し、個別のニーズに合わせた発達支援を行う。
- ③ 保護者の相談に随時応じ、こどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方についてアドバイス等を行う。保護者が安心して過ごせるよう柔軟に対応を検討しながら保護者支援の充実を図る。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育所、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

【放課後等デイサービス ラソン】

<放課後等デイサービス>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して2クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報共有する。また、ラソンだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、こどもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。

- ⑩ 迎えの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。送りについては1ルートで運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑪ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いを大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

【放課後等デイサービス よしのが丘】

<放課後等デイサービス>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して2クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、国リハ式（S-S法）言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コノベル）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報共有する。また、よしのが丘だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、こどもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 迎えの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。送りについては1ルートで運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑪ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いを大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とは

どのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

【こどもサポートセンターあさひが丘】

<児童発達支援センター ルウ>

- ① 児童発達支援センターとして、以下の取り組みを実施する。
 - 1.) 幅広い高度な専門性に基づく、発達支援・家族支援機能
セラピストとのミーティング、保護者会（年2回）、就学前個別相談、年中児以下個別相談、きょうだい児支援会（年2回）ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者懇親会等を実施し、専門性に基づく発達支援・家族支援を実施する。
 - 2.) 地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
関係機関研修会（年2回）、こどもの発達研修会（年1回）、公開療育、地域の事業所からの相談に応じ、関係機関との連携強化や地域の療育の質の向上に繋げる。
 - 3.) 地域のインクルージョンの中核機能
保育所等訪問支援を実施し、こども達が地域の中で安心して生活できるようサポートする。
 - 4.) 地域の発達支援に関する入口としての相談機能
発達支援に関する入口としての相談機能として、こどもステーションフェリーチェの開催や関係機関や一般家庭からのこどもの発達や子育て等の相談に応じる。また、保健センターで開催される総合発達相談会へ参加し、保健センターと連携を図る。
- ② 活動や遊びを通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ③ 幼稚園、保育所への就園を見据えて、また併行通園児については幼稚園、保育所生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作等の自立を目指し、発達段階に応じた療育や保護者へのアドバイスを行う。
- ④ 新版 K 式発達検査 2020、国リハ式〈S・S 法〉言語発達遅滞検査、PVT-R 絵画語彙発達検査、構音検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な療育を行う。
- ⑤ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑥ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公表する。
情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や療育時の様子について保護者と情報を共有する。また、ルウだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
迎えと送りの送迎については、出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。
また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑦ 発達支援に加え、支援者が一対一でこどもに関わる時間「あったかタイム」を日課の

プログラムとし、アタッチメント支援を行う。「より深いレベルでこどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考える機会に繋げ、支援の質を高める。

<放課後等デイサービス レラ>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。また、利用者の希望により宿題の時間を設ける。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮して2クラスに分け、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関り方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内をするとともに、通学先の変更時や保護者の要望等に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑥ 必要に応じて、国リハ式（S-S法）言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
- ⑦ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、レラだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、こどもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑩ 迎えの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑪ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いを大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育所、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

【ガーデンキッズセルク・トリア】

（1）ガーデンキッズセルク

<児童発達支援>

- ① 活動を通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ② 幼稚園、保育所への就園を見据えて、また、併行通園児については幼稚園、保育所生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作の自立等を目指し、発達段階に応じた支援、保護者へのアドバイスを行う。
- ③ 新版K式発達検査2020、国リハ式（S-S法）言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な療育を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）、親子園外療育（年2回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会への参加や公開療育、関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、療育の質の向上に努め、こどもたちの幼稚園・保育所生活をサポートする。
- ⑥ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑦ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑧ 公開療育の実施と併せ、他事業所の公開療育へも参加することで、地域の児童発達支援事業所の取り組みを相互に学び、地域の療育機関、自事業所のサービスの質の向上を図る。
- ⑨ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。またセルクダよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑩ マルヤガーデンズと連携を図り、ペアレント・プログラム（6回コース）等を実施し、地域で子育てにサポートを必要としている方への支援を充実させる。
- ⑪ 送迎の車両を利用時刻に合わせて運行する。曜日ごとにルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑫ 発達支援に加え、支援者が一対一でこどもに関わる時間「あったかタイム」を日課のプログラムとし、アタッチメント支援を行う。「より深いレベルでこどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考える機会に繋げ、支援の質を高める。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育所、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

(2) ガーデンキッズトリア

<児童発達支援>

- ① 活動を通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行

う。

- ② 幼稚園、保育所への就園を見据えて、また、併行通園児については幼稚園、保育所生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作の自立等を目指し、発達段階に応じた支援、保護者へのアドバイスを行う。
- ③ 新版K式発達検査2020、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいて、個々に応じたていねいな支援を行う。
- ④ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）、茶話会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。
- ⑤ 保健センターで開催される総合発達相談会への参加や公開療育、関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、療育の質の向上に努め、こどもたちの幼稚園・保育所生活をサポートする。
- ⑥ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑦ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑧ 公開療育の実施と併せ、他事業所の公開療育へも参加することで、地域の児童発達支援事業所の取り組みを相互に学び、地域の療育機関、自事業所のサービスの質の向上を図る。
- ⑨ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。またトリアだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑩ マルヤガーデンズと連携を図り、ペアレント・プログラム（6回コース）等を実施し、地域で子育てにサポートを必要としている方への支援を充実させる。
- ⑪ 送迎の車両を利用時刻に合わせて運行する。曜日ごとにルートに分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑫ 発達支援に加え、支援者が一対一でこどもに関わる時間「あったかタイム」を日課のプログラムとし、アタッチメント支援を行う。「より深いレベルでこどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考える機会に繋げ、支援の質を高める。

<放課後等デイサービス ピッコロ>

- ① 利用者の地域における生活が安定して継続できることを念頭に置いて、活動を通して友だちとの関わりや基本的な生活習慣に関する日常生活面の支援（SST）を行う。
- ② 可能な限り利用者の希望に応じて利用曜日を固定し、安定したグルーピングを行う。
- ③ 個々に応じた支援を行い、学校生活のサポートの場となるよう努める。
- ④ 必要に応じて、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいたていねいな支援を行う。
- ⑤ 保護者会（年2回）、個別相談、ペアレント・プログラム（6回コース）、保護者職員懇親会（年1回）、茶話会（年1回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望

に応じ、随時実施する。また、きょうだい児支援会（年2回）を通して、きょうだい児が主役となる機会を作る等、家族支援の充実を図る。

- ⑥ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑦ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
- ⑧ 関係機関（幼稚園、保育所、学校、他事業所）との研修会（年2回）を開催し、地域の関係機関との連携を図り、支援の質の向上に努め、こどもたちの学校生活をサポートする。
- ⑨ 情報共有アプリ（コドモン）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。またピッコロだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑩ マルヤガーデンズと連携を図り、ペアレント・プログラム（6回コース）等を実施し、地域で子育てにサポートを必要としている方への支援を充実させる。
- ⑪ 迎えの車両を利用時刻に合わせて運行する。曜日ごとにルートを分けて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑫ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いを大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育所、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

【こどもサポートセンタースクラブ】

<児童発達支援 彩路（アロ）>

- ① ご家族及び本人の希望を確認したうえで、ふれあい活動・馬のお世話・個別レッスン等、それぞれのニーズに応じたホースセラピーを提供する。ホースセラピーを通して、動物に優しく接する気持ちの醸成や情緒の安定・体幹の強化を図る等、スクラブの独自性を活かしたプログラムを構成し、外部講師によるホースセラピー講習会（年2回）を実施しながらサービスの質を高める。
- ② 活動を通して、友だちとの関わりや社会性・ルールを身に付けられるように療育を行う。
- ③ 幼稚園、保育所への就園を見据えて、また並行通園児については幼稚園、保育所生活の充実に向けて、集団適応、運動機能の向上、情緒の安定、日常生活動作等の自立を目指し、発達段階に応じた療育や保護者へのアドバイスを行う。
- ④ 新版 K 式発達検査 2020、国リハ式〈S-S 法〉言語発達遅滞検査、PVT-R 絵画語彙発達検査、構音検査等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な療育を行う。
- ⑤ 親子ふれあい会（年2回）、個別相談、療育参観（年2回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方について

アドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望に応じ、随時実施する。

- ⑥ 保護者・家族の生活状況に応じて、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
- ⑦ 児童発達支援ガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページにて公表する。
- ⑧ 情報共有アプリ（コノベル）を活用し、家庭や療育時の様子について保護者と情報を共有する。また、彩路だよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
- ⑨ 迎えと送りの送迎については、出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
- ⑩ 曾於市財部町の地域交流起点を目指すSKLVにおいて、SKLV 所お・曾於市・鹿児島大学・カナディアンキャンプなどと連携を図りながら、地域の住民が参加できるイベント運営を協同的に行う（年3回）。イベントの中で、地域の子育て家庭が親子で交流できる場を提供し、子育て相談会や引馬体験を行うことで地域資源としての活性化を図る。また、地域の幼稚園や保育所向けに馬を活用したふれあい事業を行い、こどもの交流する機会を確保すると共にホースセラピーの有効性を発信する。
- ⑪ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いや言い分を大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことかを学び、考え、支援の質の向上に努める。

<保育所等訪問支援>

利用者が併行して通う保育所、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

<放課後等デイサービスリオ>

- ① ご家族及び本人の希望を確認したうえで、ふれあい活動・馬のお世話・個別レッスン等、それぞれのニーズに応じたホースセラピーを提供する。ホースセラピーを通して、動物に優しく接する気持ちの醸成や情緒の安定・体幹の強化を図る等、スクラブの独自性を活かしたプログラムを構成し、外部講師によるホースセラピー講習会（年2回）を実施しながらサービスの質を高める。
- ② 可能な範囲でご家族の希望に応じ、拠点を決めて帰りの送迎を行う。
- ③ 年齢と発達段階を考慮しながら、個々に応じた支援を行う。また、社会性やマナーを学び、集団の中で良好なコミュニケーション力を身に付けられるよう支援を行う。
- ④ 親子ふれあい会（年2回）、個別相談、療育参観（年2回）等を実施し、保護者がこどもの発達段階を認識し、子育てに前向きになれるよう、こどもへの関わり方に

- についてアドバイス等を行う。個別相談に関しては全利用者に年1回、必ず案内するとともに、就学前や保護者の要望に応じ、随時実施する。
- ⑤ 放課後等デイサービスガイドラインに基づき、年1回保護者へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。
 - ⑥ 必要に応じて、国リハ式〈S-S法〉言語発達遅滞検査、PVT-R 絵画語彙発達検査、構音検査、LCSA、WISC-V、新版K式発達検査2020等によるアセスメントを行い、発達段階を正確に把握し、個別支援計画に基づいた適切な支援を行う。
 - ⑦ 情報共有アプリ（コノベル）を活用し、家庭や支援時の様子について保護者と情報を共有する。また、リオだよりや各種お知らせ等も情報共有アプリで配信する。
 - ⑧ 保護者・家族の生活状況について、可能な限り把握に努め、好ましくない生活状況に対しては、家庭訪問等を通して家族支援を行い、児童虐待防止に努める。
 - ⑨ 迎いの車両を学校の下校時刻に合わせて運行する。出発前後の点検を確実に実施し、安全運行に努める。また、運転者、添乗者は連携を図り、乗せ間違い、降ろし忘れ等がないよう留意する。
 - ⑩ 曾於市財部町の地域交流起点を目指すSKLVにおいて、曾於市・鹿児島大学・カナディアンキャンプなどと連携を図りながら、馬を活用した地域活性化施策を主導する。また、地域の幼稚園や保育所向けに馬を活用したふれあい事業を行い、こどもの交流する機会を確保すると共にホースセラピーの有効性を発信する。
 - ⑪ こどもの話を個別で聞く時間や関わる時間を設けるなど、こどもの思いや言い分を大切にしながら、安心して過ごせる場の提供に努める。併せて、「こどもの心に寄り添う」とはどのようなことを学び、考え、支援の質の向上に努める。

＜保育所等訪問支援＞

利用者が併行して通う保育所、幼稚園、学校、児童クラブや利用者が生活している児童福祉施設等と連携を図り、個別支援計画を作成した上で支援の充実を図る。保育所等訪問支援を積極的に実施し、担任等と利用者の状態像や支援方法について認識を共有することで、統一した支援を目指す。保育所等訪問支援ガイドラインに基づき、年1回保護者や訪問先へのアンケート調査と事業所職員による自己評価を実施し、評価結果をホームページで公表する。

【あさひが丘乗馬倶楽部 シュバル】

- ① 地域センターへの連絡体制を強化・充実させることで各事業所間の連携を図り、協力して乗馬倶楽部の利用拡充に努める。
- ② 人馬共に、事故・怪我がないように安全に活動を展開するため、担当職員の乗馬・馬扱いのスキル向上を目指す。
- ③ 安定した乗馬療法を行えるよう、馬の調教をすすめる。また、利用者個々の乗馬療法プログラムを確立する。
- ④ ホースセラピーや一般乗馬等、乗馬倶楽部の拡充に努め、安定経営を図る。
- ⑤ あすもねと協力して馬場や周辺環境整備に努める。
- ⑥ 地域の行事・イベントに積極的に参加・協力し、地域社会貢献に努める。
- ⑦ 第5回乗馬倶楽部シュバルホースフェスタを開催し、競技内容や参加者枠を広げてより多くの方が楽しめるように企画・案内を行う。

- ⑧ 外部の乗馬インストラクターを招き、ホースセラピーに伴う人材育成や落穂会ホースセラピーのPR、馬のトレーニング促進等を目的に、年2回のホースセラピー講習会を実施する。
- ⑨ 社会資源の一環として、地域の保育園や幼稚園等へホースセラピー（引馬・ふれあい・飼育体験など）の機会を提供し、馬を介した豊かな体験とともに、地域住民が自然に集える交流の場を創出する。

6. 職員の職務内容について

(1) 職員体制

令和8年4月1日現在

	施設長	サビ管 児発管	支援員	保育士	児童 指導員	看護師	栄養士	専門職	事務員	業務員 運転士	計
あさひが丘学園	1	1		8	1 2	1			1		2 3
あさひが丘		2	4 8			1	1		5	5	6 3
歩路・我路	1	2		6	8	1 (兼務)	1	3	1	2	2 3
あすもね		1	1 4			1 (兼務)			2		1 7
相談支援			9								1 0
シュバル		1		3	5					1	1 0
CSあさひが丘	1 (兼務)	2		8	3			1	2		1 6
グループホーム	1 (兼務)	2	3 4			3 (兼務)			2		4 2
自立生活援助	1 (兼務)	1 (兼務)	4 (兼務)								0
GHフォレスト	1 (兼務)	1	1 3			1			1		1 6
ゆうひが丘	1 (兼務)	2	1	4	4	1		1		1	1 4
ラソン		1		1	3						5
よしのが丘		1			3			1			5
セルク	1 (兼務)	1		2	1			1	1		5
トリア		2		1	6			1		1	1 1
スクラブ	1 (兼務)	2		3	4			1			1 0
休職				(4)							(4)
計(実数)	3	2 1	1 1 9	3 6 (4)	4 9	7	2	9	1 5	1 0	2 7 1 (4)

*この表は、各職種の部門別（あさひが丘学園、あさひが丘、歩路・我路、あすもね、相談支援、シュバル、こどもサポートセンターあさひが丘、グループホーム、自立生活援助、GHフォレスト、ゆうひが丘、ラソン、よしのが丘、セルク、トリア、スクラブ）の員数を示したものである。

*専門職は、公認心理師、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、教育相談員、乗馬インストラクター、獣医師を示す。

*（ ）内の数字は産休・育休などの休職中の職員数を示す。

(2) 計画書および記録について

- ① 各チーム年間活動計画
- ② 個別支援計画関連書式
(フェイスシート・アセスメントシート・個別支援計画書・モニタリング記録)

- ③ 日誌（業務日誌、一般日誌）
- ④ ケース記録
- ⑤ 作業能力評価表（あすもね）
- ⑥ 家庭通信（児童入所・成人入所・成人通所）
- ⑦ 各種報告書（職員会議・チーフ会議・チーム会議・委員会・研修・事故・所在不明・インシデント・ヒヤリハット・行事・避難訓練他）
- ⑧ 人事考課に関する提出書類（目標管理シート・人事考課表・新任職員行動チェックリスト）

（3）会議等

- ① 職員朝礼 毎日（引き継ぎ）
- ② 職員会議 毎月1回（参加は任意とし、8月は開催しない）
- ③ チーフ会議 事業所毎に設定（別紙「会議の進め方」）
- ④ チーム会議 年間（最大）12時間以内の中で会議を実施
- ⑤ 各委員会会議 定例開催、随時開催（別紙「委員会体制」）
- ⑥ ケース会議 支援内容に変更又は変更が想定される場合、随時開催

（4）福祉教育

- ① 他の療育機関、施設等との連携を保つ。必要に応じて職員の相互派遣を実施し、それらの機関との連携を密にする。
- ② 大学・短大・専門学校、他施設等の実習・研修生の受け入れを行い、人材育成に寄与する。また、特別支援学校高等部実習生や中学校職場体験実習の受け入れも行う。
- ③ ボランティアの受け入れ、育成や地域住民との交流に積極的に取り組む。

（5）広報活動

- ① 法人機関紙「落穂会だより」を年4回発行し、内容の充実に努める。
- ② 法人ホームページの全面リニューアルを行う。
- ③ ホームページやインスタグラムを有効活用し、広く社会に向けて情報を発信する。
 ホームページ (<https://www.asahigaokagakuen.jp/>)
 インスタグラム
 ・あすもね家 (<https://www.instagram.com/asumoneya20220711>)
 ・ぎやらりーASAHIYA (https://www.instagram.com/gallery._asahiya)
 ・採用アカウント (<https://www.instagram.com/ochihokai/>)
 TikTok (https://www.tiktok.com/@ochihokai?_t=8f9io5B6C26&_r=1)

（6）その他

- ① 安全運転について、朝礼で安全運転に関する注意喚起を行う。日々交通事故、交通違反がないように安全運転を行う。公用車運転中はもちろんのこと通勤時、私用で運転する際も安全運転を心がける。また、安全運転に関する研修を実施し職員の安全運転に対する意識を高める。
- ② 令和6年4月1日より、送迎用バス等への安全装置の装備が義務化された。安全装置はあくまで、ヒューマンエラーを補完するものであり、安全装置の装備の有無に関わらず、利用者の乗り降りの際、職員による点呼や目視等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施する。
- ③ 提出物（日誌等記録・報告書・各種届）や勤怠管理システムへの打刻・月締め申請、納入金等の提出期限を確実に守る。

7. 環境整備・安全管理

(1) 環境整備

- ① 清潔・快適・安全な環境で生活するために、園内外の整理整頓、清掃に努め、利用者に快適な生活環境を提供する。
- ② 修繕・修理の必要な箇所については修繕届を記載し担当課長もしくは主任へ提出し迅速な処理を行う。
- ③ 感染症予防の為、施設内の消毒、各出入り口にはアルコールボトルを設置し感染予防対策を行う。

(2) 安全管理

- ① 危険個所のチェック・改善等を行い、安全な環境づくりに配慮する。
- ② 事故が起こった場合は必ず事故報告書に記録し、事故状況について職員間で情報共有を図るとともに、事故原因を分析すること等により今後の事故防止に役立てる。
- ③ 日々の業務における事故防止への職員の意識を高めるために、ヒヤリハット報告書を活用し、事故につながる事例の収集を行い、事故防止に役立てる。特に与薬に関する事故につながるようなヒヤリハットを減少させる。
- ④ 避難・消火訓練（毎月）、土砂災害避難訓練（学園のみ年1回）、防災設備点検（年2回）、総合防災訓練（年2回）、不審者対応訓練（年1回）を行う。また、訓練の中で現場職員による炊き出し訓練を行う機会を設ける。
- ⑤ 感染症や自然災害が発生した場合であっても、必要な福祉サービスが安定的・継続的に提供されるように業務継続計画（BCP）を活用し、定期的な研修・訓練を実施する。
- ⑥ 児童通所、成人通所部門において、自然災害発生時の各場面に沿った対応について定期的な訓練を実施する。
- ⑦ 地域住民向けの災害備蓄品（食料品・寝具・懐中電灯等）を準備し、非常災害時に備えた受け入れ態勢を整える
- ⑧ 現行の「事故」、「ヒヤリハット」分類に、中間の「インシデント」を新設する。報告基準を細分化することで、小さな予兆を見逃さず、未然に事故を防ぐ組織的な安全管理体制を確立する。

8. 保護者・地域社会との連携・交流

(1) 保護者との連携

- ① 本人・保護者・施設は三位一体であるとの観点から、保護者との連携を十分に図る。
- ② 面会、外出、一泊帰省、長期帰省、学園行事への参加等を通して本人と家族との関わりが薄くならないように配慮する。外出・帰省については、基本的に本人・家族の要望により行うが、家庭事情により配慮しなければならないケースについては、個別に相談を行う。
- ③ 利用者の学園での様子を家庭に伝えるために、家庭通信（年1回）を送付する。
- ④ 家族職員研修会、家族職員懇談会、家族会総会、役員会等を通じ保護者との連携を密にする。
- ⑤ 個別相談（年1回）、日中活動参観（年2回）の機会を設け、本人・家族の意見、要望等を聴く機会とし、可能な限り利用者の個別支援計画に反映させる。
- ⑥ 家族会のボランティア活動（年2回）をバックアップする。

(2) 地域社会との交流・貢献

【中期経営計画 戦略Ⅲ】に準ずる。

- ① 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が実施する「かごしまおもいやりネットワーク事業」に参画する。
- ② 鹿児島市社会福祉協議会が取り組む「鹿児島市社会福祉法人連絡会」の事業に参画する。
- ③ 春山郷土芸能保存会（棒踊り）の活動が推進されるよう、職員や利用者の棒踊りへの参加や練習場所の会場提供など、法人として可能な限りの支援を行う。また、「ふるさときらきら祭り」として、春山郷土芸能保存会（ふるさと祭り）と落穂会（きらきらマルシェ）の共同イベントを開催する。
- ④ 春山地区に在住の方のご希望に沿って、こどもサポートセンターあさひが丘内の地域交流室、会議室を利用してもらう。
- ⑤ 地域住民への体育館の貸し出しを行う。
- ⑥ 地域の常会に、グループホームや地域生活支援センターの会場の提供を行う。
- ⑦ 鹿児島市社会福祉協議会が運営費の一部を助成する「ご近所サロン支援事業：丸岡サロン」に、こどもサポートセンターあさひが丘の会議室を貸し出すとともに、落穂会を利用することもたちや利用者との関わる機会を設け、地域交流を図る。
- ⑧ 岡之原町・皆与志町に勤務、在住の方を対象に、地域に住むヨガインストラクターを講師に招き、月2回の体操教室を実施する。

9. 外国人材受け入れ

- (1) 令和8年5月より外国人材4名（男性、インドネシア人）を採用する。
- (2) 成人入所に配属する。
- (3) 慣れない異国での生活、仕事を行うことになるため、丁寧な業務の指導・サポートに加え、日常生活の支援を行う。

10. 特色ある福利厚生制度

- (1) ライフスタイルに合わせた独自の「休暇制度」

職員の心身のリフレッシュと長期的なキャリア形成を目的として、柔軟な休暇運用を行っている。

- ① 有給休暇の早期付与

一般的に半年を要する有給休暇の付与を、当法人では入職後2ヶ月の時点で10日間付与する。

- ② 季節休暇（夏季・冬季休暇）の拡充

お盆や年末年始の時季に合わせ、夏季・冬季に特別休暇を取得できる制度を整備し、職員のワークライフバランスの支援を行う。

- (2) 特色ある手当制度

職員の健康維持および生活基盤の安定を目的として、独自の支援手当を完備している。

- ① 健康手当：職員の心身の健康を促進するため、非喫煙者を対象に支給を行う。
- ② 住宅手当（持ち家を含む）：賃貸だけでなく、持ち家の職員に対しても住宅ローン残高に基づいて住宅手当の支給を行う。

(3) 子育てと仕事の両立支援（ワークライフバランス）

①育児短時間勤務制度の延長

対象期間： 小学校 1 年生を修了するまで

ポイント： 法定では「3 歳まで」の義務付けですが、落穂会では小学校入学まで利用可のです。お子さんの環境変化が激しい時期までしっかりサポートします。

②子の看護休暇制度の拡充

対象期間： 小学校 3 年生修了時まで

ポイント： 法定基準（小学校 3 年生修了時まで）に基づき休暇を取得できるだけでなく、当法人独自の制度として取得期間中の給与を 30%補填しています。育児と仕事の両立を経済面からも強力にサポートする、安心の体制を整えている。

③サークル活動の推進

職員同士の交流やリフレッシュ、良好なチーム形成を推進するため、サークル活動に対して年間 2,000 円の活動支援金を支給しています